合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤマトと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年四月二十五日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

ヤマトグループホールディングス株式会社

代表取締役　中村　彰利

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内

Aimia Proprietary Loyalty Singapore Pte.Ltd

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

限定承認公告

本籍東京都墨田区向島二丁目七番、最後の住所東京都墨田区向島二丁目七番一二号

被相続人　亡　井上　修一

右被相続人は平成三十年一月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

東京都墨田区向島二丁目七番一二号

限定承認者　井上　紀子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市六十谷一一一〇番地一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮原　孝之

右被相続人は平成二十九年十二月一日頃死亡し、その相続人は平成三十年四月十六日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

和歌山県有田市宮崎町八九〇

限定承認者　宮原　優太

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年三月三十日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年四月二十五日

大阪市西淀川区姫島二丁目四番一三号エイトスクールビル三階

協同組合トータルネットワーク

代表理事　木村　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=17112593

平成三十年四月二十五日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

特定目的会社ＳＳＧ１６

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.public-notice-jp.com/fye/0000055440bth/

平成三十年四月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　長坂　英樹

正誤

平成三十年一月十八日（号外第十号）公布厚生労働省令第四号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六六ページ表中改正後欄中終りから一〇行目「**第六節**　基準該当居宅サービスに関する基準」を終りから一七行目と一六行目の間に移動する。

六六ページ表中改正前欄中終りから一〇行目「**第五節**　基準該当居宅サービスに関する基準」を終りから一七行目と一六行目の間に移動する。

八〇ページ表中改正後欄中一一行目は次のとおりの誤り。

4‖　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二　（略）

5‖　（略）

八〇ページ表中改正前欄中一一行目は次のとおりの誤り。

3‖　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二　（略）

4‖　（略）

一〇七ページ表中改正後欄中一一行目は次のとおりの誤り。

4‖　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二　（略）

5‖　（略）

一〇七ページ表中改正前欄中一一行目は次のとおりの誤り。

3‖　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二　（略）

4‖　（略）

ページ	段	行	誤	正
一一一			表中改正後欄中終りから四介護職員	支援員
〃			〃	〃
一一七			表中改正後欄中七平成三十年	平成三十六年
三四三			表中改正後欄中九再先着	最先着

（印刷誤り）

（原稿誤り）

告示第八号（市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件）

平成三十年三月三十日（号外第七十号）消防庁

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十五日付第九二号九
九日付参会第六号三二ページ

六ページ●同日付政府調達第七七号二四ページ●三月ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）